

第4章 景観資源等の活用に関する事項

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、八関係）

道路、河川、漁港などの公共施設は、市民はじめ多くの来訪者が利用することから、市の景観イメージを形成する上で非常に大きな役割を担っています。

特に景観重点区域内やその周辺、景観重点区域への動線となる公共施設については、周囲の景観と調和した形態意匠、素材、色彩となるように配慮するとともに、規模や位置・配置についても景観資源の眺望を阻害しないように整備する必要があります。

そこで、良好な景観を形成する上で重要な公共施設を景観重要公共施設として指定し、本市の景観形成の模範となるよう取組みを進めます。

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、次の要件に当てはまる景観形成上重要な施設とします。

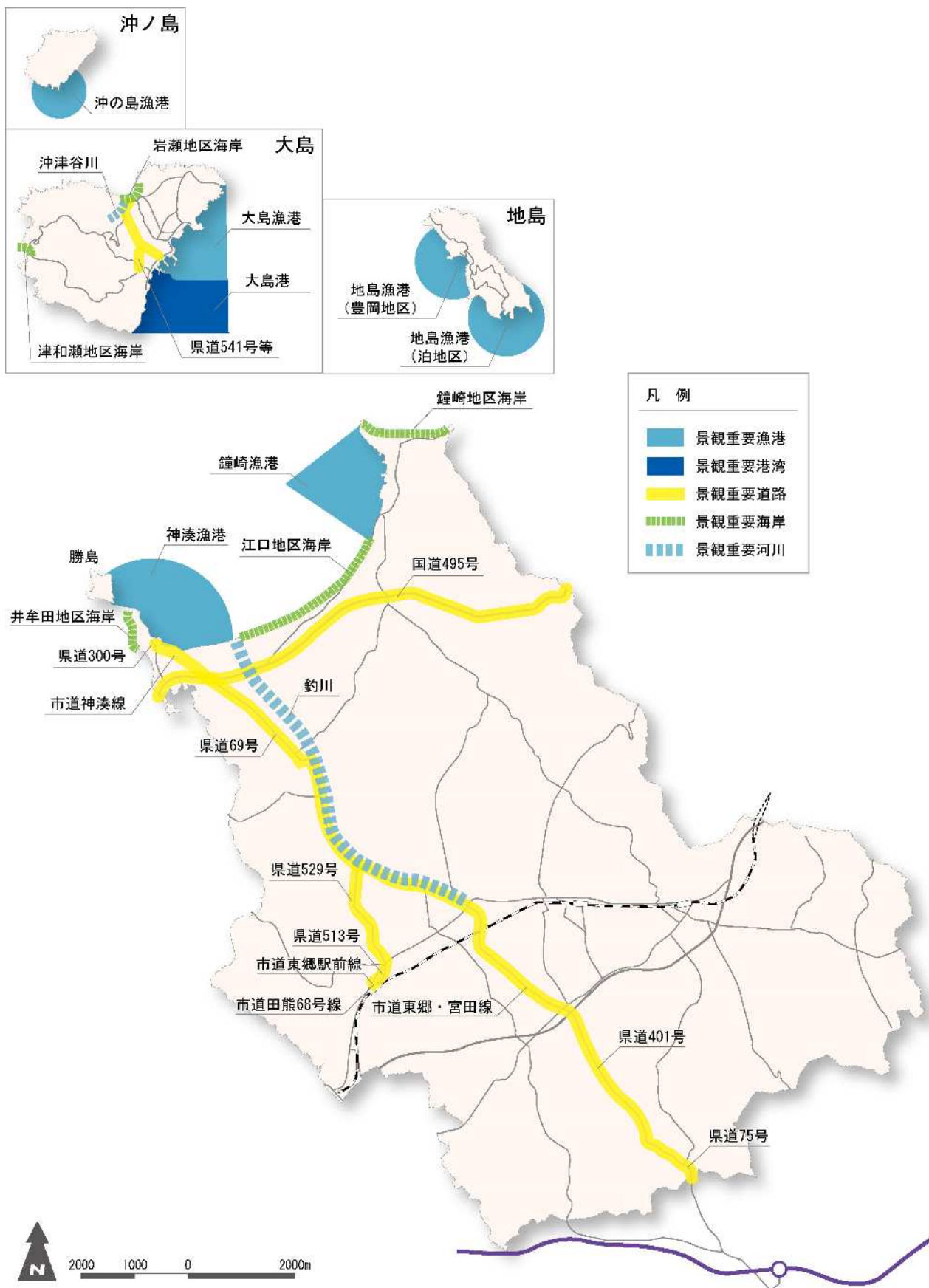
景観重点区域において特に重要な景観要素となる公共施設

景観重点区域内外の主要なアクセス軸またはその周辺の景観要素となる公共施設

(2) 景観重要公共施設の指定

種類	施設名
景観重要道路	国道 495 号 県道 75 号、401 号、69 号、300 号 市道東郷・宮田線、神湊線 (七又峠から宮田橋、東郷橋を経由し神湊港渡船ターミナルまでの区間) 市道田熊 68 号線、市道東郷駅前線、県道 513 号、529 号 (東郷駅北口駅前広場から亀石橋までの区間) 県道 541 号 市道大小路線、谷線、谷中津和瀬線、岩瀬原線 (大島港渡船ターミナル・中津宮・沖津宮遙拝所を結ぶ区間)
景観重要河川	釣川(東郷橋から河口までの区間) 沖津谷川
景観重要海岸	江口地区海岸 鐘崎地区海岸 井牟田地区海岸 岩瀬地区海岸 津和瀬地区海岸
景観重要港湾	大島港
景観重要漁港	沖の島漁港 大島漁港 地島漁港(泊地区・豊岡地区) 神湊漁港 鐘崎漁港

景観重要公共施設位置図



(3) 整備に関する事項等

景観重要公共施設ごとの整備に関する事項及び許可の基準を以下のように定めます。

景観重要道路

a) 景観重要道路の整備に関する事項

景観重要道路の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、歴史・観光軸の一体感や連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

b) 景観重要道路における許可の基準

景観重要道路内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
 - ・主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
 - ・標識やサイン等の認知を妨げない位置・高さとする。
- (2) 形態意匠
 - ・過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
 - ・周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。

景観重要河川

a) 景観重要河川の整備に関する事項

景観重要河川の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、河川軸としての一体感や連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

b) 景観重要河川における許可の基準

景観重要河川内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
 - ・主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
 - ・過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
 - ・周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。

景観重要海岸

a) 景観重要海岸の整備に関する事項

景観重要海岸の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、海岸軸としての一体感や連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

b) 景観重要海岸における許可の基準

景観重要海岸内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
 - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
 - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
 - ・ 周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
 - ・ 航路から見たときに、海岸施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

景観重要港湾

a) 景観重要港湾の整備に関する事項

景観重要港湾の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、港としての一体感や海岸軸との連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

b) 景観重要港湾における許可の基準

景観重要港湾内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
 - ・ 主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
 - ・ 過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
 - ・ 周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
 - ・ 航路から見たときに、港湾施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。

景観重要漁港

a) 景観重要漁港の整備に関する事項

景観重要漁港の整備にあたっては、次の事項に取り組みます。

- (1) 豊かな自然景観や歴史・文化資源の保全・活用に努める（まもる）
- (2) 良好な眺望景観を確保し、漁港としての一体感や海岸軸との連続性を大切にする（つなげる）
- (3) 周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る（なじませる）

b) 景観重要漁港における許可の基準

景観重要漁港内における工作物の新設等にあたっては、以下の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとします。

- (1) 位置・高さ
 - ・主要な視点場からの眺望景観に影響を与えない位置や規模とする。
- (2) 形態意匠
 - ・過度な装飾を避け、周辺の自然景観や歴史・文化資源、公共施設と調和した形態意匠とする。
 - ・周辺景観と調和した落ち着いたある色彩を基調とし、経年変化や適切な維持管理に耐えられる素材とする。
 - ・航路から見たときに、漁港施設としての一体性が感じられるような形態意匠とする。